様式８

誓　　約　　書

　私は下記の事項について誓約します。

記

１　暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は，次の各号のいずれにも該当しません。

また，県が必要とする場合には，広島県警察本部に照会することを承諾します。

（１）役員等（個人の場合はその者を，法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が，集団的に，又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者

（２）役員等が，暴力団，暴力団関係者，暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者

（３）役員等が，暴力団，暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している者

（４）前３号のほか，役員等が，暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者

（５）経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

２　調査協力について

　　広島県が必要があると認めるときはいつでも，業務の実施状況などの報告を行い，実地に調査することを承諾します。

３　社会保険等の加入について

（１）健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務を履行します。

（２）厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務を履行します。

（３）雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行します。

|  |
| --- |
| ・上記１，２に違反した場合，既存の指定は取消となります。・過失により上記３に違反した場合，ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合，既存の指定は取消となります。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

広島県知事様

 住　　所 (ふりがな)

 氏　　名

法人，個人にあっては事務所所在地，名称及び代表者の氏名